

報 道 資 料

発表日:平成31年2月8日

所 属:公立大学法人 奈良県立医科大学

担 当:人事課 木村、阪本

電 話:0744-22-3051 内線2175、2275

公立大学法人 奈良県立医科大学 職員の懲戒処分について

2月6日付けで不適切な事務処理事案について、下記のとおり懲戒処分を行ったので、お知らせいたします。

記

被処分者 : 本学 30代男性事務職員

処分内容 : 6か月間給与の10分の1を減給

処分理由 : 職員就業規則 第29条第1項及び第31条第1号違反 [注]

処分事由 : 職員が担当していた業務の書類について、決裁が完了しないまま放置する等不適切な事務処理があった。

注:職員就業規則(抜粋)

第29条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行しなければならない。

第31条 職員は次の事項を守らなければならない。

(1)法令、法人の規則及び規程に従い、かつ上司の職務上の命令に従わなければならない。